

## 国等の動向について

### 1. 原子力防災対策に係る法的根拠

#### (1) 地域防災計画（原子力災害対策編）の策定

原子力災害対策特別措置法で、関係地方自治体に地域防災計画（原子力災害対策編）の作成を義務付けている。当該防災計画を作成する地域については、中央防災会議が定める防災基本計画に定められており、現行の同計画ではEPZ（防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲：現行の防災指針では、EPZを原子力施設から半径約8から10kmと定めている。）を目安として、自然的社会的周辺状況を勘案して定めるものとされている。

#### 原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第四条第一項及び**第五条第一項**の責務を遂行しなければならない。

#### 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）

（市町村の責務）

第五条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

（市町村地域防災計画）

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、**防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、**及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

#### 防災基本計画（第11編 原子力災害対策編）（中央防災会議 平成23年12月）

（抜粋）

- 専門的・技術的事項については、原子力安全委員会が定めた防災指針「原子力施設等の防災対策について」等を十分に尊重するものとする。
- 本編第1章から第3章の**地域防災計画原子力災害対策編を策定すべき地域については、上記指針において示されている“原子力施設を中心とした防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲”**をめやすとして、その自然的、社会的周辺状況等を勘案して定めるものとする。

#### 防災基本計画（第11編 原子力災害対策編）（中央防災会議 平成24年9月：未施行）

（抜粋）

- 原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針によるものとする。
  - 本編第1章から第3章までの地域防災計画原子力災害対策編を策定すべき地域については、上記指針において示されている“原子力災害対策を重点的に実施すべき区域”を目安として、その自然的、社会的周辺状況等を勘案して定めるものとする。
- ※「防災基本計画（原子力災害対策編）」については、改正原子力災害対策特別措置法に基づき原子力災害対策指針が定められた日に施行。

### 原子力施設等の防災対策について（原子力安全委員会 平成22年8月一部改訂）

第3章 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲

（抜粋）「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ:Emergency Planning Zone）」を定め、そこに重点を置いて原子力防災に特有な対策を講じておくことが重要である。その範囲で実施する対策としては、周辺住民等への迅速な情報連絡手段の確保、環境放射線モニタリング体制の整備、原子力防災に特有の資機材の整備、屋内退避・避難等の方法の周知、避難経路及び場所の明示等が挙げられる。

（なお、現行の防災指針ではEPZを原子力施設から半径約8から10キロメートルと定めている。）

## 2. 国の動向

### (1) 防災指針（原子力施設等の防災対策について）の見直し

平成24年3月の中間報告において、防災対策を重点的に充実すべき地域について、現在のEPZ8から10キロメートルに替えて、PAZ（予防的防護措置を準備する区域：概ね5km）、及びUPZ（緊急時防護措置を準備する区域：概ね30km）の導入等が示された。

また、今後、国において、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA:Plume Protection Planning Area:福島第一原子力発電所事故の場合、施設から概ね50kmに及んだ可能性がある）における具体的な対応（住民への情報提供、周知体制の整備、安定ヨウ素剤の備蓄などの計画を予め策定するなど）を検討していく必要があるとしている。

なお、原子力規制委員会発足後、防災指針は「原子力災害対策指針」として法定化され、置き換わることとなっている。

### 原子力施設等の防災対策について（防災指針）の見直し（中間報告）（平成24年3月）

防災指針とは、国の防災基本計画（第11編）原子力災害対策編において、専門的・技術的事項について十分尊重されるものとして規定されており、国、地方公共団体、事業者が原子力防災に係る計画を策定する際、緊急時における防護対策を実施する際の指針として、防災対策に係る専門的・技術的事項についてとりまとめられたものである。

中間報告は、原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループが、原子力安全委員会からの指示を受け、平成23年3月1日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故からの教訓及び国際的な考え方を踏まえ、指針に反映すべき事項について検討を行い、防災指針見直しに関する考え方をとりまとめたものである。

なお、原子力規制委員会発足後、防災指針は「原子力災害対策指針」として法定化され、置き換わることとなっている。

### (2) 原子力規制委員会設置法について

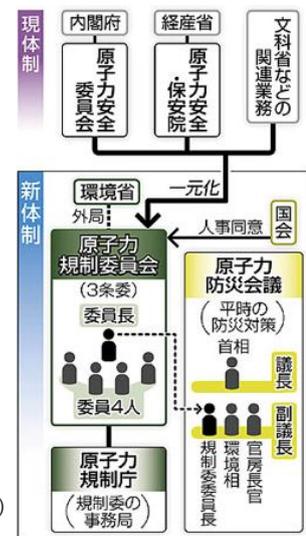
原子力安全行政を一元的に担う新組織となる原子力規制委員会設置法が平成24年6月公布。専門家5人で構成される規制委は、事務局となる原子力規制庁を含め、9月までに発足する予定。規制委は、原子力利用の推進と規制の両機能を経済産業省が所管する現状を改め、同省から原子力安全・保安院を分離するなどして創設。国家行政組織法第3条に基づく内閣からの独立性が高い組織で、原発再稼働を判断する新たな安全基準の策定など大きな権限が与えられる。

## 原子力規制委員会設置法（平成24年6月27日公布）

### 【原子力規制委員会設置法のポイント】

- ・環境省の外局に内閣からの独立性が高い3条委員会として原子力規制委員会を設置
- ・委員5人は国会同意人事で、任期中の原子力事業者からの寄付は制限
- ・事務局となる原子力規制庁の職員には、原子力推進官庁への復帰を認めない人事ルールを一定期間（5年）後に適用
- ・独立行政法人原子力安全基盤機構を速やかに規制委に統合
- ・首相を議長として平時の防災対策を担う原子力防災会議を設置
- ・緊急時の技術的・専門的知見に基づく判断は規制委が行い、首相の指示権の対象から除外
- ・原子炉の運転期間は原則40年に制限するが、発足後の規制委が改めて検討
- ・最新の技術知見を取り入れた安全基準を策定し、既存原発にも適用

（資料：世界日報ホームページ）



## 原子力規制委員会設置法（概要）

### 一 目的

原子力利用に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務を一元的につかさどるとともに、委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。

### 二 概要

#### 1 関係組織の一元化及び機能強化

○環境省の外局として、原子力規制委員会を設置（いわゆる「3条委員会」）

- ・原子力安全委員会及び原子力安全・保安院の事務のほか、文科省及び国交省の所掌する原子力安全の規制、核不拡散のための保障措置等に関する事務を一元化

○原子力規制委員会に原子力規制庁と称する事務局を設置

- ・原子力規制庁の全職員に、原子力推進官庁との間のノーリターンルールを適用

○（独）原子力安全基盤機構（JNES）を可能な限り速やかに廃止することを明記

○平時のオフサイト対策のうち関係機関の調整等を行う組織として、内閣に原子力防災会議を設置（※技術的・科学的判断を要するものは原子力規制委員会が行う）

#### 2 原子力安全のための規制や制度の見直し

##### ①原子炉等規制法の改正

○重大事故対策の強化、最新の技術的知見を施設・運用に反映する制度の導入、運転期間の制限等  
※改正後の規定については、施行の状況を勘案して速やかに検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講じられることとされている。

②原子力災害対策特別措置法の改正

- 原子力災害予防対策の充実
- 原子力緊急事態における原子力災害対策本部の強化
- 原子力規制委員会が専ら技術的・専門的な知見に基づき原子力施設の安全の確保のために行うべき判断の内容に係る事項を、原子力災害対策本部長の指示対象から除外
- 原子力緊急事態解除後の事後対策の強化
- 原子力災害対策指針の法定化

三 施行期日

- 原子力規制委員会の発足は、公布の日から3月内で政令で定める日（「施行日」）
- 原子炉等規制法の改正は、施行日に加え、平成25年4月1日、施行日から10月内で政令で定める日及び施行日から1年3月内で政令で定める日と段階的に施行

**○原子力災害対策特別措置法の改正の一部は、施行日から6月以内で政令で定める日**

**(3) 防災基本計画（原子力災害対策編）の見直し（平成24年9月：未施行\*）**

I A E Aへの日本国政府報告書や国会・政府等の事故調査報告等を踏まえて、国・自治体・事業者等の原子力防災対策の見直しを進めてきたところであり、今般、原子力規制委員会の設置や改正原災法の施行に合わせて、中央防災会議を開催し、国・自治体・事業者等の防災対策の基本的事項を定めた防災基本計画を改定した。

**【主な改定内容】**

**① 政府の原子力災害への対応強化**

- ・官邸の意思決定及び情報発信機能の強化（例：初動時からの委員長等の官邸参集）
- ・オンサイト・オフサイト対応の役割の明確化（例：電力本店等に事態即応センターを設置し事故収束対応の拠点とするとともに、現地本部をO F Cに設置して住民の安全確保に特化）
- ・複合災害やシビアアクシデント等を想定した実践的な訓練の実施
- ・複合災害が発生し、対策本部が複数設置された場合には、相互連携に努める。

**② オンサイト対応（事故収束活動の体制・支援）**

- ・緊急時対策所、後方支援拠点、原子力レスキューの整備等の原子力事業者の防災体制強化
- ・平時からの訓練等を通じた実動組織も含めた連携・体制の強化

**③ オフサイト対応（住民防護・被災者支援）**

- ・区域ごとに予め避難手順を定めておく計画の準備の導入、S P E E D Iの予測結果の公表手順の明確化を含む緊急時モニタリングの体制整備等による住民防護措置の強化
- ・原子力被災者生活支援チームの設置により、避難住民の受入先確保、一時立入り等の緊密な支援を行う体制を構築

**④ 防災インフラ・防災資機材の充実**

- ・官邸、原子力規制庁、原子力事業者、自治体を繋ぐT V会議等の通信網の整備
- ・複合災害時にも途絶しない通信網を確保するため、衛星回線等による経路の多重化、非常用電源の確保を実施
- ・オフサイトセンターの設備基盤強化（例：放射線防護対策の強化、代替施設の確保）

**⑤ 事後対策**

- ・緊急事態解除宣言後も、政府が健康相談や除染等に責任を持つ体制を明記

※「防災基本計画（原子力災害対策編）」については、改正原子力災害対策特別措置法に基づき原子力災害対策指針が定められた日に施行。

#### (4) 地域防災計画策定に係る国の対応・支援について

「防災基本計画」は修正され次第提示がされ、見直し後の「原子力災害対策指針」についても、原子力規制委員会発足後に提示されることとされている。(前述のとおり)

新たに地域防災計画(原子力災害対策編)を作成する必要がある市町村に対する国の対応や支援としては以下のとおりである。

ア 地域防災計画(原子力災害対策編)作成マニュアル(市町村分)の提示

イ 原子力発電所ごとに、国の環境影響評価システムによる拡散シミュレーションの提示

ウ 避難時間シミュレーションの実施

\* 避難時間とは、避難準備時間、避難移動時間、避難完了確認時間の総和と定義

#### 地域防災計画(原子力災害対策編)作成マニュアル(市町村分)

平成24年7月25日、「道府県原子力防災担当者連絡会議」(原子力安全・保安院主催)において、地域防災計画(原子力災害対策編)作成マニュアル(市町村分:案)が提示された。

この作成マニュアルは、原子力施設が立地する道府県、市町村及び原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の拡大に伴って、新たに地域防災計画(原子力災害対策編)を作成する必要がある県市町村が、原子力防災対策として講じておくべきと考えられる一般的な事項を、現在改訂中の、国の防災基本計画等に基づいて、とりまとめたものである。

**今後、原子力規制委員会発足後に内容が確定し、提示される**こととされている。

### 3. 京都府の動向

(1)平成23年5月20日「京都府原子力発電所防災対策暫定計画(高浜及び大飯発電所編)」を策定

専門家の意見等を踏まえて国の検証を待つことなく、暫定的にEPZを20kmに拡大し、環境放射線モニタリング体制や被ばく医療体制、食品検査体制の拡充等を図ったもの

(2)平成24年3月、「京都府原子力発電所防災対策暫定計画(高浜及び大飯発電所編)」を改定

国の動向を踏まえ、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲として、PAZ(概ね5km)、UPZ(概ね30km)に見直した。今後、国の原子力防災(災害対策)指針、指標、基準等を見直しが行われた場合には、府暫定計画の見直しを行うものとしている。